

平成28年第4回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年4月8日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第4回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は34名

1番	小林 敏生	20番	羽野 勝己
2番	松尾 彰	21番	伊藤 猛
3番	田中 諭	22番	田子森 博美
4番	山崎 信	23番	櫻木 キクエ
5番	後藤 干城	24番	原田 俊昭 (欠席)
6番	櫻木 和雄	25番	石井 隆壽
7番	井上 良夫	26番	西川 幸男
8番	窪山 茂隆	27番	穴見 義夫
9番	田中 眞知子	28番	宮本 保孝 (欠席)
10番	釜堀 豊	29番	井手 峯勝
11番	徳永 辰雄	30番	大隈 弘子
12番	高着 土良	31番	森 洋
13番	矢野 忠徳	32番	和佐野 光晴
14番	古川 ますみ	33番	徳田 清則
15番	田中 学	34番	日吉 慶一 (欠席)
16番	鶴川 昌洋	35番	小嶋 嘉則
17番	大山 源次	36番	才田 正晴
18番	樋口 博幸	37番	森部 賢一
19番	橋本 計		

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・報告第3号 農地法第4条の規定による届出について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長	朝倉市農業委員会会長	森 部 賢 一
5. 本会議の書記	朝倉市農業委員会事務局	高 岩 浩 司
6. 本会議に出席した事務局職員	事務局長	石 橋 一 良
	係 長	高 岩 浩 司
	事務吏員	松 尾 康 年
	事務吏員	河 辺 義 弘
	事務吏員	篠 原 崇 浩
	事務吏員	寺 岡 滝 治

7. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成28年第4回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日は、24番原田俊昭委員、28番宮本保孝委員、34番日吉慶一委員が欠席であります。
従いまして、ただ今の出席委員は34名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に19番橋本計委員、20番羽野勝己委員を指名いたしますので、よろしくお祈いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。7頁まで計35件ございます。ご審議方よろしくお祈いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から審議番号35番までを一括議題とし、審議を行います。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしくお祈いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
- 5 番 (後藤委員) 番号1番について説明します。理由は、敷地の一部が低いため、地上げを行い高さを整えることにより排水の便を良くするものであります。別に問題はないと思います。担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 質問、意見なし。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。
- 27番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。理由は、湿田であり耕作することが困難なため、地上げを行い畑として利用するものです。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお祈いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 9頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件でございます。ご審議方よろしくお祈いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。
- 8 番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。理由は、耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建築するものです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお祈いします。担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 質問、意見なし。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 10頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお祈いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明を求めます。
- 担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、申請者全員について確認しましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお祈いいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。

事務局 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
事務局 (河辺) 13頁をお願いします。議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は32番和佐野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
32番 (和佐野委員) 2番松尾委員と24番原田委員にお願いしたいと思います。
議 長 2番松尾委員よろしいですか。
2番 (松尾委員) はい、了解いたしました。
議 長 24番原田委員は欠席ですが事前に了承いただいているとのことですので、よろしくお願いたします。

事務局 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (河辺) 14頁をお願いします。議案朗読をもって説明。17頁まで14件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。なお、28番宮本委員は欠席ですので、36番才田委員をお願いします。
36番 (才田委員) 審議番号1番について説明します。理由は、経営拡大と労力不足のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

事務局 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。なお、次の審議番号3番と関連しておりますので、一括審議といたします。28番宮本委員は欠席ですので、36番才田委員をお願いします。
36番 (才田委員) 審議番号2番及び3番を一括して説明します。理由は、譲受人の自作農地への進入口がないため、相手方と協議の末に成立が整ったものであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番及び3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番及び3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番及び3番は許可といたします。

事務局 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。36番才田委員。
36番 (才田委員) 審議番号4番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

事務局 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。

- 27番 (穴見委員) 審議番号5番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足のためです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
- 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
- 5番 (後藤委員) 審議番号6番について説明します。理由は、経営拡大と高齢による労力不足のためです。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
- 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。なお、次の審議番号8番と関連しておりますので、一括審議といたします。20番羽野委員。
- 20番 (羽野委員) 審議番号7番及び8番を一括して説明します。理由は、譲受人の自作農地への進入口がないため、相手方と協議の末に成立が整ったものであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番及び8番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号7番及び8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番及び8番は許可といたします。
- 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。なお、次の審議番号10番と関連しておりますので、一括審議といたします。18番樋口委員。
- 18番 (樋口委員) 審議番号9番及び10番を一括して説明します。理由は、譲受人の自作農地への進入口がないため、相手方と協議の末に成立が整ったものであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番及び10番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号9番及び10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号9番及び10番は許可といたします。
- 次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
- 3番 (田中委員) 審議番号11番について説明します。理由は、相手方の要望と高齢による労力不足のためです。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) 審議番号12番について説明します。理由は、相手方の要望と高齢による労力不足のためであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。

25番 (石井委員) 審議番号13番について説明します。理由は、経営拡大と相手方の要望のためであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) 審議番号14番について説明します。理由は、譲受人は新規就農者であります。久留米市内で会社に勤められていますが、農業に関するTV放送等により興味を抱かれ、友人等も農業従事者が増えてきたので、今回、朝倉市内で農地を取得し米等の営農を計画しております。年齢は50歳です。農業への強い意欲を持たれており問題ないと思います。又、周囲に迷惑のかからないように農地の管理についても伝えております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

事務局 (高岩) 議長、事務局。営農計画書、就農計画書等の朗読により補足説明。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号14番について、質問や意見はありませんか。

18番 (樋口委員) 議長、18番。

議長 18番、樋口委員

18番 (樋口委員) 農地の所在地は、大庭、善光寺あたりで、水管理が難しいと思われませんが。

9番 (田中委員) 議長、9番。

議長 9番、田中委員。

9番 米ということですが、今回の面積で農業経営というのは難しいのでは、どのような計画でしょうか。

36番 (才田委員) 議長、36番。

議長 36番、才田委員。

36番 (才田委員) 新規就農者の面談に立ち会いましたが、久留米からの通作であり、農業者の友人の指導を受けながら又、農的な暮らしが好きであり、今回の就農により農業だけで生計を立てるといような事ではなく、仕事を続けながら定年退職後に向けて就農していきたいという考えをお持ちのようです。用水についても今後、関係者等に指導を受けていくと思います。

議長 審議番号14番について、他に質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。

ここで、休憩いたします。

〈休憩 14:35～14:50〉

議長 それでは、会議を再開いたします。

事務局 ここで、議案第4号及び第5号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。

議長 (篠原) 議案第4号及び第5号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。(ビデオ放映)

議長 それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (篠原) 18頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。

27番 (穴見委員) 審議番号1番について説明します。理由は、湿田であり、耕作することが困難なため、地上げを行い畑として利用するものです。雨水対策も施されています。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

35番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。35番小嶋委員。

(小嶋委員) 審議番号2番について説明します。理由は、既存事務所及び駐車場が手狭なため新たに整備するものです。雨水排水は既存の水路に流します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

事務局 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

(篠原) 19頁をお願いします。議案朗読をもって説明。8件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。理由は、アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

12番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

(高着委員) 審議番号2番について説明します。理由は、事業拡張により資材置場及び駐車場が不足するため、新たに整備するものです。雨水排水は下水道へ接続し流します。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、既存の道路側溝に流します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、既存の道路側溝に流します。問題はないと思います。関連がありますので審議番号5番についても説明します。理由は、申請地周辺は宅地化が進行し交通の便も良いため、建売分譲用地として開発するものです。雨水排水は、既存の道路側溝に流します。問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号6番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、既存の道路側溝に流します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号7番について説明します。理由は、現在、両親と同居しており、自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、既存の道路側溝に流します。問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) 審議番号8番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、既存の道路側溝に流します。問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局 議長 （松尾）22頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。25番石井員。
25番 議長 （石井委員）ありません。
26番 議長 26番西川委員。
議長 （西川委員）ありません。
議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 議長 （松尾）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番 議長 2番松尾委員。
議長 （松尾委員）ありません。
32番 議長 32番和佐野委員。
議長 （和佐野委員）ありません。
議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:29)